

学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により生徒が感染症（伝染病）にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延、流行を防ぐために出席停止（欠席扱いとしない）の処置をとることになっています。

感染症と医師より診断された場合は、下の表の出席停止期間を参考にしてください。

1. 病院へ受診後、学校（担任）へ連絡をする。
2. 医師の指示に従い、自宅で療養する。
3. 病院で診断書をもらい、治癒して登校した時に担任へ提出。（処方薬の説明書でも可）

担任から保健室へ提出します。 ※ インフルエンザや結膜炎の場合、「回復届け出」を保護者が記入し、処方薬の説明書のコピーを添付して提出。



学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

（ 学校保健安全法施行規則第18条 ）

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※ 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
（ アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ） ）